# 第736回通関協議会(本関地区)

- 1. 日 時 令和2年1月8日(水) 12時から
- 2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室
- 3. 加藤次長挨拶
- 4. 議 題 等 (敬称略)
  - (1) 令和2年1月1日から同年 12月 31日までの延滞税等の割合について 山田 収納課長
  - (2) バター及びイヌリンに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について 永井 統括審査官 (通関総括第3部門)

その他・連絡事項等

次回開催予定日 **令和2年2月13日(木)** 12:00~

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室 当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: <a href="mailto:bra\_yokohama@kanzei.or.jp">bra\_yokohama@kanzei.or.jp</a>

令和 2年 1月 8日 横浜税関業務部収納課

### 令和2年1月1日から同年12月31日までの延滞税等の割合について

		内 容	本則	<b>特 例【現行】</b> (平成25年度改正 平成26年1月1日施行)	「財務大臣告示〕	(参考) 令和元年 財務大臣告示 割合0.6%
延滞税	法定納期限を徒過 し履行遅滞となっ	納期限の翌日から2か月を 経過する日まで (納期限後2ヶ月以内について は、早期納付を促す観点から 低い利率)	7. 3%	【特例基準割合】(※注1) (※注2) 財務大臣が告示した割合0.6% + 1% + 1%	2. 6%	2. 6%
		納期限の翌日から2か月を 経過する日後	14. 6%	【特例基準割合】(※注1) (※注2) 財務大臣が告示した割合0.6% + 1% + 7.3%	8. 9%	8. 9%
還何		国から納税者への過誤納 金の還付等に付される利息	7. 3%	【特例基準割合】(※注1)(※注3) 財務大臣が告示した割合0.6% + 1%	1. 6%	1. 6%

(※注1)「特例基準割合」: 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付の平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに 財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう(租税特別措置法第93条第2項)。

#### <根拠法令>

①関税法

第12条第1項(延滞税の割合)、第13条第2項(還付加算金の割合)、附則(昭29.4法61)第3項(延滞税の割合の特例)(※注2)、第5項(還付加算金の割合の特例)(※注3)

②国税通則法

第60条第2項(延滞税の割合)、第58条第1項(還付加算金の割合)

③租税特別措置法

第94条第1項(延滞税の割合の特例)、第95条(還付加算金の割合の特例)

④地方税法

第72条の100第2項(貨物割に係る延滞税)、第72条の104第3項(貨物割に係る還付加算金)、第72条の106第1項(貨物割に係る延滞税の計算)、同条第2項(貨物割に係る還付加算金の計算)

報



編 集・印 刷 独立行政法人国立印刷局

内閣府

箵 仓

の農林漁業有機物資源のバイオ燃料の 法律施行規則の一部を改正する省令 原材料としての利用の促進に関する 農林水産・経済産業・環境五)

# 吾 恋

〇日本国に帰化を許可する件 法務一九八

〇租税特別措置法第九十三条第二項の 定する財務大臣が告示する割合を告 規定に基づき、令和二年の同項に規 示する件(財務一八〇)

〇保安林の指定をする件

〇保安林の指定を解除する件 展林水産一五九四~一六〇八

〇種苗法第十三条第一項の規定に基づ (同一六〇九~一六一八)

四

〇出願公表後に名称変更がなされた件 き品種登録出願を公表する件 (同一六一九)

五

〇船舶安全法の規定に基づき認定事業 場として認定した件 同 一 六 三 の

〇船舶安全法に基づく型式承認等をし (国土交通八九七) (同八九八~九〇〇)



労

内閣

# (官庁報告)

第五条の規定に基づく関係労働者を代 労働保険審査官及び労働保険審査会法 表する者の候補者の推薦について (厚生労働省)

# 告

諸 事 項

裁判所 る処分関係 手当等の全部を支給しないこととす 処分、隊員の懲戒処分、一般の退職 有権者申出方、建設業の許可の取消

公

会社その他 破産、免責、 相続、公示催告、 特別清算、 除権決定 再生関係

# 宮内庁

環境省の一部を次のように改正年経済産業省令第一号)の一部を次のように改正、農林水産省 ての利用の促進に関する法律施行規則(平成二十 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料とし の一部を改正する省令

する。 別記様式第一号及び別記様式第三号中「卡及」

附則

第一条、この省令は、 (施行期日) (経過措置) 公布の日から施行

第二条。この省令の施行の際現にあるこの省令に 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用 紙については、当分の間、 用することができる。 による改正後の様式によるものとみなす。 いう。)により使用されている書類は、この省令 よる改正前の様式(次項において「旧様式」と これを取り繕って使



れを許可する。 〇法務省告示第百九十八号 令和元年十二 月十二日 左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、

法務大臣臨時代理 国務大臣 武田 良太

0

# 、 環境、省 ○経済産業省令第五号 農林水産省

施行規則の一部を改正する省令を次のように定め オ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 三号)の施行に伴い、農林漁業有機物資源のバイ 元号を改める政令(平成三十一年政令第百四十

**令和元年十二月十二日** 

環境大臣臨時代理 経済産業大臣 農林水産大臣 梶山 江藤 弘志 拓

としての利用の促進に関する法律施行規則 農林漁業有機物資源のパイオ燃料の原材料 国務大臣 江藤 拓

住所

住所 埼玉県狭山市大字南入曽207番地50 フェイプレイ・チョウ

住所 千葉県松戸市金ケ作300番地32 住所 \東京都日野市多摩平4丁目8番地2 レリア大・スギアント 昭和56年7月26日生 萬省子 昭和50年2月3日生 京都市北区西賀茂井ノ口町56番地2 京都市上京区猪熊通下立売上る荒神町438 昭和19年11月7日生 昭和20年6月7日生 昭和41年2月25日生

住所 大分県中津市大字永添2776番地7 所 爱知県春日共市松新町4丁目3番地14 徐英姫 平成3年3月21日生 孫振超 昭和58年12月7日生 王霞 昭和62年9月30日生 陳真理子 昭和58年12月14日 東京都世田谷区南烏山4丁目12番12 平成16年7月6日生 昭和55年7月21日生 平成20年12月18日生 平成18年11月20日生

ピタグ・リト 平成25年2月16日生 チッタボン・ソムスダー 昭和57年5月11日生 神奈川県平塚市横内3824番地

住所 東京都八王子市堀之内3丁目1番地23 ピタク・カイト 平成29年5月3日生 チッタポン・ソムスニー 昭和60年5月5日 シースック・シュウア 平成19年5月31日生

全美澄 昭和39年10月19日生 張菲雪 平成10年6月25日生 名古屋市熱田区四番1丁目16番46号

秋在靖 平成2年10月4日生 愛知県大府市森岡町8丁目1番地

住所 横浜市鶴見区本町通 4丁目171番地25 住所 千葉県習志野市谷津3丁目27番1-101号 住所 愛知県豊橋市多米東町3丁目39番地4 住所 愛知県岡崎市中島東町1丁目3番地17 住所 山形市大字志戸田1042番地 朴炫京 昭和47年5月5日生 ムリロ・マサユキ・コガ 平成10年10月9日生 サイド・アチバン 昭和62年3月20日生 金明子 昭和32年1月18日生

住所 三重県津市高茶屋6丁目2番26号 24日生 26日生 クリスティナ・ムツミ・フルヤ 昭和57年7月 ダニーロ・セイチ・ジョウダイ 平成9年8月

魏偉 昭和63年11月3日生 広島市西区庚午中1丁目14番19号 史美嵐 昭和40年8月3日生

埼玉県川口市青木2丁目6番29号

**令和元年十二月十二日** 

財務大臣

麻生

太郎

備え置いで縦覧に供する。)

年〇・六パーセント

高秀子 昭和35年5月23日生

東京都荒川区西日暮里2丁目

9番3号

東京都荒川区西日暮里2丁目9番3号

官 報 住所 東京都板橋区南町55番3-206号 住所 東京都調布市飛田給2丁目1 住所 神戸市須磨区北落合3丁目1番362—101号 住所 浜松市南区本郷町198番地4 住所 広島市西区庚午中1-丁目13番14十 住所 大阪市鶴見区茨田大宮4丁 住所 大阪府東大阪市下小阪41 住所 東京都立川市若葉町 3 丁目33番地24 楊璐璐 昭和60年3月21日生 ロサ・カヨコ・オオイズミ 昭和23年10月16日 玄英美 昭和60年9月9日生 58年8月5日生 ピオレタ・ラルアへタカミ 冷延強 昭和45年6月2日生 3月25日生 **トリー・イセベル・パロン・ツキヤ** 鄭和久 平成元年8月16日生 康碧晃 平成10年5月8日生 セイク・モハマド・ 太依娜 平成26年1月18日生 淑美 昭和37年8月11日生 東京都世田谷区上祖師谷5丁目23番5号 堺市北区中百舌鳥町 6 丁998番地 3 大阪府東大阪市下小阪5丁目5番24—803 東京都国分寺市南町2丁目1番41号 東京都豊島区東池级3丁目8番5-509号 昭和55年1月17日生 東京都目黒区大橋2丁目4番16一607号 昭和61年5月6日生 京都足立区千住東1丁目6番1-603号 昭和40年10月14日生 昭和51年1月10日生 昭和36年12月2日生 昭和63年9月14日生 昭和55年1月29日生 ムルル・ベッキン 昭和36年12月12日 百7番26号 -202号 平成9年 昭和 〇財務省告示第百八十号 住所 千葉県柏市花野井593番地 5 ナタウイ・ブーヴンモン 平成9年3月 住所 東京都練馬区北町5丁目10番9号 第九十三条第三項の規定に基づき、 に告示する。 陳嘉一 平成20年6月8日生 陳綺萌 平成24年10月10日生 陳晨 昭和54年11月23日生 張凌氷 昭和62年5月9日生

住所。大阪市西成区松 3,丁目11番23号 住所 栃木県宇都宮市上大曽町501番地13 住所 栃木県宇都宮市ゆいの杜 5 丁目17番37号 フラビオ・ペアへ日生 住所 神戸市長田区前原町1丁目19番6号 郭龍佑 平成24年9月18日生 郭嘉成、平成27年1月24日生 陳栄 昭和56年8月15日生 謝璐 昭和58年12月18日生 宣鑑龍 平成19年9月11日生 年11月27日生 **ラナウィーラ・カルアラチラゲ・ルシル・マド** 阮暁宏 昭和38年8月23日生 フランシスユ **パ・ラナウィーラ 昭和50年4月26日生** (ナトンガ・アラチゲ・ラジーウィー・ニシャ **マイ・ラナウィーラ** 東京都中央区月島1丁目5番1-3301号 埼玉県川口市大字赤井658番地24 東京都世田谷区用賀3丁目10番10—206号 東京都江東区東雲1丁目9番32-3508号 ル・ラナウィーラ 平成3年10月15日生 昭和57年4月12日生 |玉県川越市大字南田島2150番地7 ・ラナウィーラ 平成14年7月29日生 平成16年11月15日生 昭和50年4月2日生 平成27年8月11日生 平成21年3月19日生 ・ホセ・ゴマル・エレラ (ラ・ヤマキ 時期 2月2日生中成17年1月21日生中成19年10月9日生 平成2年8月20 昭和42

の指定をする。 令和元年十二月十二日

項に規定する財務大臣が告示する割合を次のよう 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号) 令和二年の同 沿坐 ) 立木の伐採の方法 指定施業要件 指定の目的
土砂の崩壊の防備 ものとする。 主伐は、択伐による

**岐阜県大垣市墨俣町墨俣617番地6** 

の指定をする。 〇農林水産省告示第千五百九十四号 一大五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 令和元 年十二月十二日

字牟田一八三 保安林の所在場所 佐賀県唐津市厳木町中島 指定の目的 0. 水源の涵養 農林水産大臣 江藤 八三一の三 拓

指定施業要件

立木の伐採の方法 主伐に係る伐採種は、定めない。 主伐として伐採をすることができる立木

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。 は、当該立木の所在する市町村に係る市町 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供す 口で立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐 及び樹種 次のとおりとする。

〇農林水産省告示第千五百九十五号 二十五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

拓

限る。)、一七の三(次の図に示す部分に限る。) 富一七の三地先(国有林。次の図に示す部分に 保安林の所在場所 北海道沙流郡日高町字広 農林水産大臣 江藤

の図面及び関係書類を北海道庁及び日高町役場に ロ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

指定施業要件

〇農林水産省告示第千五百九十六号

| 二十五条第一項の規定により、次のように保安林| - 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 の指定をする。

令和元年十二月十二日

限る。)、一一七の三・一一七の九・一一七の一 三(以上三筆について次の図に示す部分に限 一一七の三地先(国有林。次の図に示す部分に 保安林の所在場所 北海道沙流郡平取町本町 農林水産大臣

二 指定の目的 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 ものとする。 主伐として伐採をすることができる立木 主伐は、択伐による。

備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を北海道庁及び平取町役場に (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 立木の伐採の限度、次のとおりとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 そ

| 二十五条第一項の規定により、次のように保安林| 一森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 の指定をする。 〇農林水産省告示第千五百九十七号 令和元年十二月十二日

二六九四の三四七、二文九四の三五二、二六九五四、二六九四の三四四、二六九四の三四五、九四の五二、二六九四の一五三、二六九四の一 三六、二六九四の三八、二六九四の四二、二六 四の三六一、二六九四の三六二 二六九四の三一、二六九四の三二、二六九四の 畑二〇七六、人I〇七七の一、渋川市中郷字大野 大塩沢字笹山二〇五九、二〇六〇の一、字川原 指定の目的・土砂の流出の防備 保安林の所在場所、群馬県甘楽郡南牧村大字 · 農林水産大臣

→ 立木の伐採の方法 2 その他の森林については、主伐に係る伐 畑二〇七六、二〇七七の一 採種を定めない。 次の森林については、 字笹山二〇五九、二〇六〇の 主伐は、 択伐によ , 字川原

2020 年 1 月 8 日 本関地区通関協議会資料 横浜税関業務部通関総括第 3 部門

## バター及びイヌリンに係る特別緊急関税の発動について

# NACCS掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】バタ一及びイヌリン(別表第1の6の11の項及び20の項)に係る特別緊急 関税の発動について

2019年12月27日

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、バター及びイヌリン(別表第1の6の11の項及び20の項)に対して令和2年1月1日から同年3月31日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、業務コード集「5-1. NACCS 用品目コード(輸入)」中、「暫定法第7条の3発動時のもの」が適用となります。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

※暫定法第7条の3発動時のNACCS用品目コードについては令和2年1月1日から使用可能となります。

### 【バター及びイヌリン(別表第1の6の11の項及び20の項)に係る発動対象品目】

番号・細分	N A C C S 用 品目コード	備考
	0405101292	その他のもの(通常時)
	0405100010	その他のもの(暫定法第7条の3発動時)
0.402101001	0510129† 0405100043 TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(1	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(通常時)
040510129†		TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(暫定法第7条の3発動時)
		TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、暫定税率を適用するもの(暫 定法第7条の3発動時)
	0405100080	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、WTO 協定税率を適用するもの(暫定法第7条の3発動時)
0.402100004	0405102294	その他のもの (通常時)
040510229†	0405100021	その他のもの(暫定法第7条の3発動時)

	0405100054	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(通常時)
	0405100065	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(暫定法第7条の3発動時)
	0405100091	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、暫定税率を適用するもの(暫定法第7条の3発動時)
	0405108992	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、WTO 協定税率を適用するもの(暫定法第7条の3発動時)
	0405200902	その他のもの(通常時)
	0405200014	その他のもの(暫定法第7条の3発動時)
040500004	0405200025	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(通常時)
040520090†	0405200036	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(暫定法第7条の3発動時)
	0405200040	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、暫定税率を適用するもの(暫定法第7条の3発動時)
0405200051 TPP11 協定に基づく原	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、WTO 協定税率を適用するもの(暫定法第7条の3発動時)	
	0405901904	その他のもの (通常時)
	0405900014 その他のもの(暫定法第	その他のもの(暫定法第7条の3発動時)
0.405001004	0405900036	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(通常時)
040590190†	0405900040	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(暫定法第7条の3発動時)
	0405900073	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、暫定税率を適用するもの(暫定法第7条の3発動時)
1 0405900084 1	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、WTO 協定税率を適用するもの(暫定法第7条の3発動時)	
	0405902291	その他のもの (通常時)
	0405900025 その他のもの(暫定法第7条の3発動時	その他のもの(暫定法第7条の3発動時)
040590229†	0405900051	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(通常時)
	0405900062	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(暫定法第7条の3発動時)
	0405900095	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、暫定税率を適用するもの(暫定法第7条の3発動時)
	0405908996	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、WTO 協定税率を適用するもの(暫定法第7条の3発動時)

	1108200903	その他のもの(通常時)	
1100000001	1108200015	その他のもの(暫定法第7条の3発動時)	
110820090†	1108200026	TPP11 協定及び米国協定に基づく関税割当証明書があるもの(通常時)	
	1108200030	TPP11 協定及び米国協定に基づく関税割当証明書があるもの(暫定法第7条の3発動時)	